

議案第 31 号

損害賠償の額を定めることについて

市道 7-165 号線の元町 1 丁目地係において発生した物損事故について、損害賠償の額を次のとおり定める。

記

1 損害を賠償する相手方



2 事故の概要

令和 7 年 2 月 12 日午前 10 時頃、市道 7-165 号線の元町 1 丁目地係において、勝山市職員が運転する除雪車が除雪作業中に北陸電力送配電株式会社福井支社が所有する電力柱に接触したことにより、電力柱にひび割れが発生し損傷させたものである。

3 損害賠償の額 金 1, 135, 974 円

令和 7 年 9 月 9 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

物損事故による損害を賠償するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、この案を提出する。